中小企業 事業主様・人事労務ご担当者様へ

育児・介護休業法に沿って、男女従業員が仕事と介護を両立できる職場環境を整備しましょう

中小企業の皆様

従業員を介護離職させないための職場づくりを専門家がサポートします

無料

2024年5月に改正された育児・介護休業法の主な内容は以下のとおりです。
2025年4月施行　介護離職防止のための雇用環境整備
介護に直面した旨の申し出をした労働者に対する個別の周知、意向確認
介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供
介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

こんなお悩みはありませんか？



従業員からの介護や働き方の相談・突然の離職に困らないよう、今のうちに支援体制を整えておきましょう。無料でご相談いただけます。

仕事と介護の両立支援のノウハウを備えた「**仕事と家庭の両立支援プランナー**」が、職場環境整備をお手伝いします。**現在、介護に直面している従業員がいない場合も支援を受けられます。**

支援のお申込み

ホームページよりお申込みください
（お電話でもお申込み可能です）

いくぷら　検索

https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/
TEL:03-5542-1740

確認事項がございますので、おって事務局よりお電話させていただきます

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
中小企業 育児・介護 休業等推進支援事業
厚生労働省委託事業
中小企業育児・介護休業等推進支援事業

「仕事と家庭の両立支援プランナー」による支援お申込みの流れ

無料支援

1. 事業ホームページまたは電話でお申込み
2. お申込み受付後、確認事項がございますので、事務局よりお電話させていただきます
3. ご希望の日時に、両立支援プランナーが訪問または、オンラインでご対応します

介護に直面している従業員がいない場合も支援をお申込みいただけます

Q 仕事と家庭の両立支援プランナーとは

A 仕事と介護の両立支援のノウハウを持つ、**社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家**です。事業主から従業員に向けた支援方法についてアドバイスします

Q 介護支援プランとは

A 介護に直面した従業員が、仕事と介護を両立しながら安心して働くことができるよう、事業主が策定する計画書です

「介護支援プラン」を策定すると、こんなメリットがあります！

- 介護離職の防止
- 環境整備
- 働き方改革

両立支援等助成金の介護離職防止支援コースでは「介護支援プラン」の策定が必須となります

「両立支援等助成金」については、厚生労働省のホームページをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html



お問い合わせ

育児・介護両立支援事務局

いくぷら 検索

TEL:03-5542-1740

月～金曜日　9:00 ～ 17:30 ※年末年始を除く

※本事業は厚生労働省から株式会社パソナが受託し、運営しています

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業 育児・介護 休業等推進支援事業

厚生労働省委託事業
中小企業育児・介護休業等推進支援事業